

## 物品売買

(納入物品の品質・規格等)

第1条 納入物品の品質・構造・形状・寸法等は見本・仕様書又は図面によるものとする。

(法令遵守及び信義誠実の義務)

第2条 発注者及び受注者は、日本国の法令を遵守し、信義を重んじ誠実に本契約を履行する義務を負うものとする。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約書の頭書において契約保証金額を記載した場合には、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる宇治市財務規則第172条に掲げる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関等の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、契約金額の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は保証の額の減額を請求することができる。

(特許権等の使用)

第4条 受注者が、この契約の履行について特許権等を使用する場合は、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(危険負担)

第5条 この契約の履行について発生する一切の損害は受注者の負担とする。ただし、発注者の責に帰する理由による場合はこの限りでない。

(契約不適合責任)

第6条 物品受領後、発注者の過失または通常損耗の場合を除き、当該物品の損傷等が発見されたときは、受注者は、発注者の指定する期日までに無償で修理または良品と交換するものとする。

(物品の引渡し等)

第7条 受注者が物品を納入しようとするときは、発注者に通知し、納入検査を受け、合格した場合は遅滞なく引き渡さなければならない。

2 検査の結果、不合格品がある場合は、受注者は発注者の指定する期限内に良品と引き換え、再検査を受けなければならない。

(代金の支払い)

第8条 受注者は、前条の規定により物品の引き渡しを完了した以後に、代金の請求をするものとする。

2 発注者は、前項の支払請求を受理したときは、その日から30日以内に代金を支払うものとする。ただし、あらかじめ支払期限について発注者と受注者との協議がある場合は、その協議した期限までに支払うものとする。

(納入遅延の措置等)

第9条 受注者が、表記の納入期限までに物品を納入できない場合は、すみやかに発注者に文書で通知しなければならない。

2 前項の通知により発注者が納入期限の延期を認めた場合は、受注者は発注者の指定する期限までに遅延賠償金を納付しなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念上に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

3 前項の遅延賠償金の額については、次の算式により算定するものとする。

遅延賠償金＝〔(契約代金額－既納部分の代価)×1／1,000〕×遅延日数  
(100円未満切捨て)

4 天災その他不可抗力等、受注者が、納入期限までに物品を納入できない場合は、発注者に通知し、発注者が認めた場合は、納入期限を変更する契約を締結する。

この場合においては、発注者は遅延賠償金を免除する。

(発注者の契約解除権)

第10条 発注者は、次の各号の一に該当すると認めたときは、契約を解除することができる。

- (1) 受注者が表記の納入期限内に納入の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由なく、受注者がこの契約を完全に履行する見込みがないとき。
- (3) 発注者または発注者の指定する職員の指示に従わないとき。
- (4) 受注者が契約に違反したとき。
- (5) 受注者（受注者が共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項のほか、発注者にやむを得ない理由が生じ、受注者に通知した場合、この契約を解除することができる。この場合、受注者の請求により契約保証金を返還するものとする。

(違約金)

第10条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、この契約の目的及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるとき（第2項の規定により第2号に該当するときとみなされるときを除く。）は、この限りでない。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当するときとみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債権者等

3 第1項各号の場合（第10条第5号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(受注者の契約解除権)

第11条 発注者がこの契約に違反し、その違反によって契約を履行することが不可能となるに至った場合は契約を解除することができる。

(契約保証金の返還)

第12条 発注者は、物品の引き渡しを受けたときは、受注者の請求により契約保証金を返還するものとする。

2 契約保証金には利子を付さない。

(賠償金、違約金の控除)

第13条 受注者がこの契約に基づく違約金または遅延賠償金を発注者の指定する期日までに納付しないときは、発注者は受注者に支払うべき契約代金の中からその金額を控除し、なお不足を生ずるときは、更に追徴する。

(期限の利益の喪失)

第13条の2 第10条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、受注者の発注者に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、受注者は発注者に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。

(相殺予約)

第13条の3 この契約に基づき発注者が受注者に対し債務を負担する場合、発注者は、受注者に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

(談合行為に対する措置)

第14条 受注者は、次の各号の一に該当したときは、この契約及びこの契約に係る変更契約による代金（単価契約の場合は、支払金額）の10分の2に相当する額を発注者に支払わなければならない。この契約の履行が完成した後においても同様とする。

(1) この契約に係る入札に関して、受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第6項の不当な取引制限をし、同法第3条の規定に違反する行為がある又はあったとして、同法第49条に規定する排除措置命令、第62条第1項に規定する納付命令又は第64条第1項に規定する競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。

(2) 受注者が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下又は棄却する判決が確定したとき。

(3) この契約に係る入札に関して、受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は代理人、使用人その他の従業者）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

(4) その他この契約に係る入札に関して、受注者が前3号の規定による違法な行為をしたことが明白となったとき。

2 受注者が共同企業体である場合は、前項各号中「受注者」とあるのは「受注者又は受注者の代表者若しくは構成員」と読み替えるものとする。

3 前項の場合において、受注者が解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に第1項の規定による支払の請求をすることができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して第1項の額を発注者に支払わなければならない。

4 第1項に規定する場合においては、発注者は、契約を解除することができる。

5 前各項の規定は、発注者の受注者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

6 前各項に関する事項については、発注者は訴訟によって解決を求めることができる。

(電磁的記録による契約締結に係る契約成立日の特約)

第15条 本契約を契約の内容を記録した電磁的記録（以下「電磁的記録」という。）により締結する場合で、発注者及び受注者が電子署名を行った日と、本電磁的記録に記載の契約締結年月日が異なる場合は、本電磁的記録に記載する契約締結年月日に契約を締結したものとみなす。

(電磁的記録による契約締結に係る読み替え)

第16条 本契約を電磁的記録により締結する場合は、次の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替える。

|     |     |                      |
|-----|-----|----------------------|
| 第3条 | 契約書 | 契約書又は契約の内容を記録した電磁的記録 |
|-----|-----|----------------------|

(疑義等の決定)

第17条 この契約に定めない事項については、発注者と受注者とが協議のうえこれを定めるものとする。